

法情報総合データベース

民法・行政法・会社法 編



# D1-Law.com

## Research Guide

現行法規

履歴検索

現行法検索

判例体系

法律判例

文献情報



<https://d1l-dh.d1-law.com/>

# D1-Law.comのホームページ画面

入力したフリーワードで契約中のコンテンツが横断検索できます AND 検索

### 契約中のサービス

法令 現行法規 (履歴検索) 新着 通知通達 判例 判例体系 新着 文献 文献編 新着 判例編 新着

**POINT**  
IP認証の場合は、検索履歴及びブックマークはログイン中のみの表示となります

**POINT**  
詳細な検索はこちら

#### 検索履歴

2022年04月22日  
判例体系 フリーワード [AND][すべて]面会交流の実施要領  
判例体系 フリーワード [AND][すべて]面会交流  
判例体系 事件番号 令和3年 (家)  
2022年04月18日  
判例体系 フリーワード [AND][すべて]買主の追完請求  
2022年04月14日

#### ブックマーク

2022年04月07日  
判 東京地判令和2年6月19日D1-Law.com判例体系 [29060434]  
2022年03月27日  
判 最高二小判平成28年6月3日最高裁判所民事判例集70巻5号1263頁 (28241794)  
判 最高三小判平成1年6月20日最高裁判所裁判集民事157号147頁 (27804730)

#### 更新情報

2022年04月23日  
現行法規 令和4年4月15日までに公布された法令を収録  
通知通達 46,906件を収録  
判例体系 令和4年4月21日(裁判年月日)までの判決書誌・321,204件、判決本文・314,434件を収録  
文献情報 2022年3月発行までの文献情報・777,736件を収録

#### お知らせ

2022年04月18日 **メンテナンス完了のお知らせ** (『判例体系』『法律判例文献情報』)  
本日予定していたシステムメンテナンスは完了いたしました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

2022年04月08日 『CiNii Articles』の『CiNii Research』との統合に伴うリンク先の変更について (『法律判例文献情報』『判例体系』)

# 設定変更 法令

## POINT

法令検索条件の設定変更は、フリーワード(条文中のすべてを対象)に加え法令名等を表示できるようにしておく便利です。

## 現行法規 (履歴検索)

### 初期画面の設定

- はじめに表示される画面
- 新着情報
  - フリーワード検索
  - 制定・沿革検索
  - 法分野目次検索
  - 数量検索

### 初期検索項目の設定

- フリーワード検索画面
- フリーワード
  - 法令名
  - 除外キーワード
  - 時点
  - 法令区分
  - 法令構造
  - 発令
- 制定・沿革検索画面
- 期間
  - 新規制定法令・改正法令
  - 法令名
  - 法令種別
- 法分野目次画面
- 法分野
  - 法令名

## POINT

グレーアウトの検索条件はデフォルトで表示があり、 の追加で項目をカスタマイズできます。

## POINT

フリーワードに3つ選定追加した例

## 契約中のサービス

法令 **現行法規 (履歴検索)** 新着 判例 判例体系 新着 文献 文献編 新着

フリーワード 例：契約 債権 AND 法令名 例：民訴法 50音

法令区分 法令構造

検索条件を追加・変更

検索

クリア

よく使う検索に保存

よく使う検索

検索履歴

# 法令検索 フリーワード

1 現行法規 (履歴検索) 新着 通知通達 判例 判例体系 新着 文献 文献編 新着

DI-Law.com 現行法規 履歴検索 フリーワード検索 新着の法令 各種機能

フリーワード **錯誤** AND 法令名 **民法** 50音

法令区分 法令構造

検索条件を追加・変更 **検索** クリア よく使う検索に保存

10件 1 50件ずつ表示

**POINT**  
法令の名前(題名)や条文中の用語を掛け合わせると条文単位でヒット箇所を表示できます

絞り込み

- 法令区分
- 日本国憲法 0
- 法律 2
- 政令 0
- 勅令 0

すべて選択 抽出一覧 OFF 選択中の結果を印刷ダウンロード

**法** 民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

1

本則:第95条第1項  
第九十五条 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

DI-Law.com 現行法規 1 / 10 民法

**法** 民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

表示時点: 令和4年9月22日 基準日 最終改正: 令和4年5月25日号外法律第48号 未施行の条文あり

目次

- すべて選択
- 題名等
- 本則
- 第一編 総則
- 第一章 通則
- 1条 (基本原則)
- 2条 (解釈の基準)
- 第二章 人
- 第一節 権利能力
- 3条
- 第二節 意思能力
- 3条の2
- 第三節 行為能力
- 4条 (成年)

**(錯誤)**

第九十五条 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する**錯誤**

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 **錯誤**が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、**第一項**の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたとき。

4 **第一項**の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

改正注記 条沿革 被引用 判例 関連情報

**POINT**  
条文単位で改正や委任情報もわかります

条沿革⇒改正の歴史

委任⇒政令や省令

この条を参照とする判例表示へ

# 法令検索 条文改正比較(条沿革)

DI-Law.com 現行法規 1/4 民法

条文 改正沿革 パブリックコメント

## 2022/11/30改訂

目次

すべて選択  
題名等  
本則  
第一編 総則

検索 4 1 5

条文内検索 括弧内色分け 括弧内省略

**第四百十五條** 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときに代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき、又は債務の不履行によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による損害が発生したとき。

改正注記 **条沿革** 被引用 判例 関連情報

**POINT**  
比較の時点のチェックは、過去から先に行くと見やすくなります。

改正注記	条沿革	被引用	判例	関連情報
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	令和2年4月1日 施行 平成29年6月2日号外法律第44号			
2	平成17年4月1日 施行 平成16年12月1日号外法律第147号			
3	明治31年7月16日 施行 明治29年4月27日号外法律第89号			

**POINT**  
条沿革ボタンから、任意の時点2か所を□して、選択した時点の条文を比較する→改正箇所の内容がわかります

**POINT**  
条文比較画面をダウンロードできるようになりました。

民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

第415条

改正注記 条沿革 被引用 関連情報

(債務不履行による損害賠償)

**第四百十五條** 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときに代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき、又は債務の不履行によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による損害が発生したとき。

選択した時点の条文を比較する  別ウインドウで開く

民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

施行日 平成17年4月1日  
(平成16年12月1日号外法律第147号)

民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

施行日 令和2年4月1日  
(平成29年6月2日号外法律第44号)

改正箇所: 0/5 件

表示位置を右に合わせる

(債務不履行による損害賠償)

**第四百十五條** 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務者が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による損害が発生したとき。

文字サイズ 上へ戻る

# 法令検索 改正沿革

## 民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

表示時点: 令和3年7月20日 基準日 最終改正: 令和3年6月11日号外法律第61号 未施行の条文あり

条文

1

改正沿革

同じ分野の法令

法改正に紐づく通知一覧

パブリックコメント

公布	平成30年6月20日	条文を表示	平成30年6月20日号外法律第59号 (第一六次改正)	2	関連情報
公布	平成29年6月2日	条文を表示	平成29年6月2日号外法律第44号 (第一五次改正・註 この一部改正規定は、平成三〇年七月一三日号外法律七二号附則三〇条により一部改正された)		関連情報

### 民法の一部を改正する法律 (平成29年6月2日号外法律第44号)

解説	民法の一部を改正する法律 (平成29年6月2日法律第44号) / 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成29年6月2日法律第45号)	3
あらまし	◇民法の一部を改正する法律 (法律第44号) (法務省)	

#### POINT

法令の改正沿革では、改め文 (官報情報) 改正の解説 『法令解説資料総覧』 各省庁のあらましを確認できます。

4

### 図表1 錯誤に関する見直し (要件の明確化)

#### 問題の所在

現95条は「法律行為の要素」に錯誤があることが必要であると規定。判例はこの要件について、次のように判断。

- ① 表意者が錯誤がなければその意思表示をしなかったであろうと認められることが必要 (主観的因果性)
- ② 通常人であっても錯誤がなければその意思表示をしなかったであろうと認められることが必要 (客観的重要性)
- ③ i) 間違っ て真意と異なる意思を表明した場合 (表示の錯誤) と ii) 真意どおりに意思を表明しているが、その真意が何らかの誤解に基づいていた場合 (動機の錯誤) とを区別し、動機の錯誤については、上記①、②の要件に加えて、その動機が意思表示の内容として表示されていることが必要。

⇒ 現95条の文言と判例の考えは必ずしも一致しない。意思表示の効力を否定する要件を明確化することが必要ではないか。

#### (現行条文)

第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

#### (改正法)

第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。  
一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤  
二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤  
2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。  
3、4 (略)

#### 改正法の内容

- ① 意思表示が錯誤に基づくものであること (判例①の要件に対応)
- ② 錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること (判例②の要件に対応)
- ③ 動機の錯誤については、動機である事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること (判例③の要件に対応)

※ 例えば、離婚に伴う財産分与として土地等を譲渡する場合において、分与をする者の側に課税されないことがその財産分与の前提とされていることが表示されているようなときに、認められる (最判平成元年9月14日)

# 法令検索 法令単位の施行比較

DI-Law.com 民事セレクション 現行法規 1 / 5 不動産登記法

法 不動産登記法 (平成16年6月18日号外法律第123号)

表示時点: 令和4年12月14日 基準日 最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号 **未施行の条文あり**

## POINT

未施行条文あり を押すと  
未来の条文を並列表示できます

DI-Law.com 民事セレクション 現行法規 不動産登記法

条文 改正沿革 バブリックコメント

目次

- すべて選択
- 題名等
- 本則
- 第一章 総則
- 1条 (目的)
- 2条 (定義)
- 3条 (登記することができる権利等)
- 4条 (権利の順位)
- 5条 (登記がないことを主

改正箇所 23件

条文内 検索 括弧内 色分け 括弧内 省略

施行日一覧 表示変更

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 令和5年6月16日号外法律第63号

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 令和6年5月22日号外法律第30号

令和8年4月1日 令和3年4月28日号外法律第24号

令和8年2月2日 令和3年4月28日号外法律第24号

令和7年6月1日 令和4年6月17日号外法律第68号

令和6年5月22日 令和6年5月22日号外法律第30号

令和6年4月1日 令和3年4月28日号外法律第24号

文字サイズ 上へ戻る

被引用 判例 文献 関連情報 関連

○不動産登記法

(平成十六年六月十八日号外法律第百二十三号)  
(法務大臣署名)

(明治三十二年二月二四日法律第二四号 (不動産登記法) を全文改正)  
不動産登記法をここに公布する。

(筆界調査委員の欠格事由)

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号)、司法書士法 (昭和二十五年法律第九十七号) 又は土地家屋調査士法 (昭和二十五年法律第二百二十八号) の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの
- 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

2 筆界調査委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

関連

## POINT

ハイライト色の違いで時点もわかります

(職権による氏名等の変更の登記)

第七十六条の六 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。

関連

条沿革

# 法令検索 制定・沿革検索 法分野目次

引用法令検索 数量検索 パブコメ一覧

現行法規 (履歴検索) 新着 通知通達 判例 判例体系 新着 文献 文献編 新着

DI-Law.com 現行法規 履歴検索 フリーワード検索 新着

フリーワード 例：契約 債権

法令構造

検索条件を追加・変更 検索

フリーワード検索  
制定・沿革検索  
**法分野目次**  
引用法令検索  
数量検索  
**パブコメ一覧**

DI-Law.com 現行法規 履歴検索 法分野目次 新着の法令 各種機能

法分野 法令名 例：民法 50音

法分野

選択中の法分野

現行法令	廃止法令
<input type="checkbox"/>	第九章の二 科学技術
<input type="checkbox"/>	第十章 文化
<input checked="" type="checkbox"/>	第十一章 著作権
<input type="checkbox"/>	第十二章 宗教
<input type="checkbox"/>	第十編 厚生
<input type="checkbox"/>	第十編の二 環境保全
<input type="checkbox"/>	第十一編 労働

**POINT**  
フリーワード検索のほか、法令の目次や数量から検索もできます。なお、パブリックコメントも一覧から表示できるようになりました。

DI-Law.com 現行法規 履歴検索 パブコメ一覧 新着の法令 各種機能

43件 1 50件ずつ表示

絞り込み

ステータス

意見募集中

意見募集終了

行政手続法に基づく手続

行政手続法に基づく手続

任意

所管省庁

指定なし

1 社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について（案件番号：495220132）

案の公示日：2022年08月15日 受付開始日時：2022年08月15日 受付締切日時：2022年09月13日

所管省庁：厚生労働省

2 旅券法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見公募（案件番号：350000196）

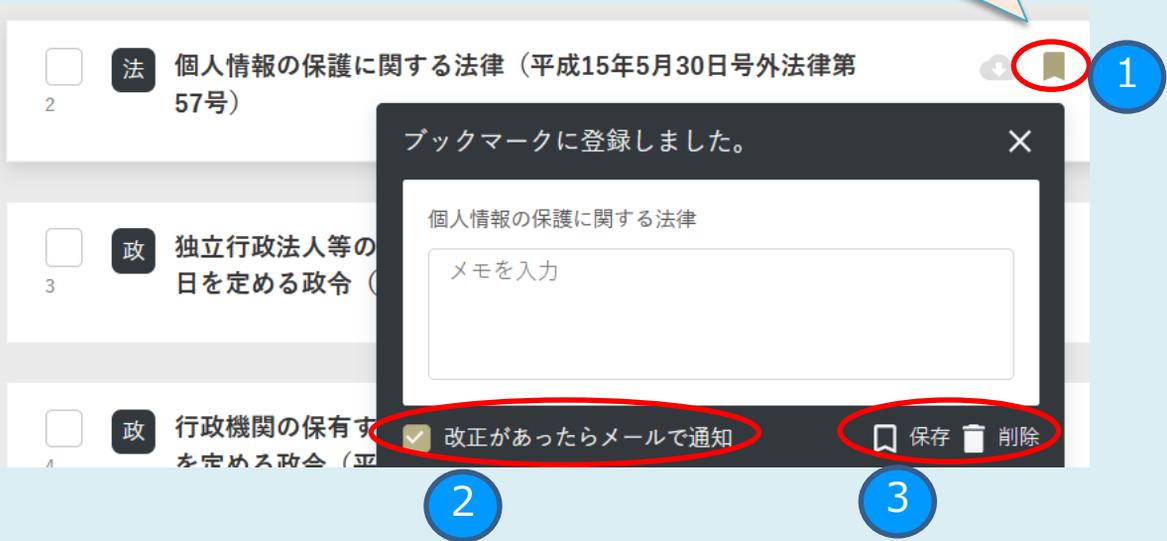
案の公示日：2022年08月13日 受付開始日時：2022年08月13日 受付締切日時：2022年09月11日

# 法令 改正アラートメール 2-1

**AA**  
気になる法令の改正通知が届きます



**POINT**  
改正通知をメール受信したい法令にブックマークをつけます。

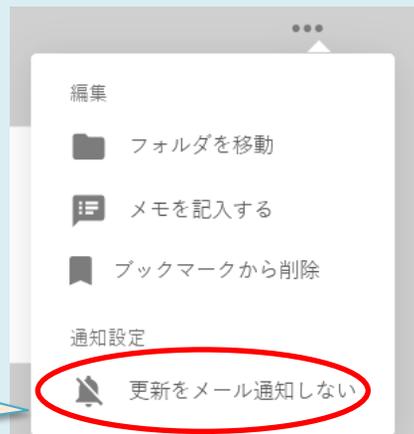


**POINT**  
ブックマーク一覧からは、法令改正通知のON/OFFの確認や変更ができます。



**POINT**  
改正メールONの確認

**POINT**  
解除するとき



# 法令 改正アラートメール 2-2

『D1-Law.com 現行法規』 改正通知 外部 受信トレイ x



第一法規「D1-Law.com」 <d1-law@mailsupport.biz-houmu.com>  
To 自分 ▼

9月16日(月) 5:38 ☆ ← ⋮

日頃より弊社『D1-Law.com』をご利用くださり、まことにありがとうございます。  
本メールは、お客様が『D1-Law.com 現行法規』にて改正通知メールの  
利用登録をしている法令の改正情報をお送りしております。

登録している法令の、  
改正法令と被改正法令  
があった場合に通知  
メールが届きます

2024/09/14から2024/09/16に改正処理を行った法令（改正法令）と、  
その法令により改廃された法令（被改正法令）の中に『D1-Law.com 現行法規』にて  
改正通知メールの利用登録をしている法令の改正がありましたので、お知らせいたします。

参考資料としていただければ幸いです。

〔制定改廃〕（公布日）  
■改正法題名（発令）  
□被改正法題名（発令）

〔一部改正〕（公布日：令6年9月11日）

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第124号）

✓ <https://grk-dh.d1-law.com/d1hou/coap/kaihou?syomeiCd=00000&kaiHouCd=H506410010124&MM=1>

□雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）

〔一部改正〕（公布日：令6年9月11日）

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第125号）

✓ <https://grk-dh.d1-law.com/d1hou/coap/kaihou?syomeiCd=00000&kaiHouCd=H506410010125&MM=1>

〔一部改正〕（公布日：令6年9月13日）

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第285号）

✓ <https://grk-dh.d1-law.com/d1hou/coap/kaihou?syomeiCd=00000&kaiHouCd=H506020000285&MM=1>

□住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

□行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

〔一部改正〕（公布日：令6年9月13日）

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第18号）

✓ <https://grk-dh.d1-law.com/d1hou/coap/kaihou?syomeiCd=00000&kaiHouCd=H506046110018&MM=1>

□行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）

〔一部改正〕（公布日：令6年9月13日）

■金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第79号）

✓ <https://grk-dh.d1-law.com/d1hou/coap/kaihou?syomeiCd=00000&kaiHouCd=H506050010079&MM=1>

□金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）

DI-Law.com 判例体系 判例検索 ブックマーク一覧 **設定** ログアウト

**POINT**  
判例検索条件の設定変更は、フリーワードに加え裁判年月日等デフォルト表示できるようにカスタマイズできるようになりました。

設定

共通  
基本設定

サービス  
現行法規（履歴検索）  
**判例体系**  
文献情報

## 判例体系

### デフォルト検索条件

**判例検索**

フリーワード  除外ワード  事項  裁判年月日  裁判所  事件番号

出典  参照法令  裁判結果  裁判官  体系目次  解説誌

民事・刑事  判例ID

**体系目次検索**

フリーワード  除外ワード  事項  裁判年月日  裁判所  事件番号

出典  参照法令  裁判結果  裁判官  体系目次  解説誌

民事・刑事  判例ID

### 契約中のサービス

法令 現行法規（履歴検索） 判例 **判例体系** 文献 文献編

**POINT**  
つけた検索条件が常に表示され、  
で一時的に変更もできます。

DI-Law.com 民事セレクション 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード AND

裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 日付指定

裁判所 事件番号 令和 年 ( ) 号

出典 巻 号

参照法令 条文表示 条の の

検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存 よく使う検索 検索履歴

# 判例検索 フリーワード①

フリーワード 買主の追完請求権

AND

裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日 から 年 月 日 まで 日付指定

裁判所 事件番号 令和 年 号 号

出典 巻 号 他1件

**+** 検索条件を追加・変更

検索 クリア よく使う検索に保存

208件

絞り込み

- 情報の有無
  - 本文あり 208
  - 要旨あり 208
  - 解説あり 92
    - 裁判解説 6
    - 法曹時報 1
    - 判例タイムズ 91
- すべて選択

損害賠償請求控訴事件

東京高判平成30年6月28日判例時報2405号23頁 (28263612)

原判決一部変更自判、控訴審却/上告、上告受理申立て

事件番号 平成28年(ネ)3038号

【事実概要】  
物流ターミナル等の建設を目的としてAから土地等を代金848億円で購入したところ、土地から広範囲にわたり石綿を含有したスレート片が発見され

POINT  
フリーワード検索で、「買主の追完請求権」で検索。  
サジェスト(予測変換)表示機能や、事項・解説を含んだ検索が可能になりました。

フリーワード + 除外ワード + 事項 + 裁判年月日 + 裁判所 + 事件番号 + 出典 + 参照法令 + 裁判結果 + 裁判官 + 体系名 +

解説誌 + 解説者 + 解説法条目次 + 民事・刑事 + 判例ID +

**+** 検索条件を追加・変更

検索 クリア よく使う検索に保存

**POINT**  
検索条件は、裁判官名や体系目次、判例ID他カスタマイズできるようになりました。

裁判年月日 和暦 西暦 平成 年 月 日

31  
30  
29  
28  
27

事件番号 令和 年

POINT  
裁判年月日は、プルダウンから指定できるようになりました

裁判年月日 和暦 西暦 平成 年 月 日

裁判所 さいたま

さいたま地方裁判所  
さいたま地方裁判所全支部  
さいたま地方裁判所越谷支部  
さいたま地方裁判所川越支部  
さいたま地方裁判所熊谷支部  
さいたま地方裁判所秩父支部  
さいたま家庭裁判所  
さいたま家庭裁判所全支部

出典

最高裁判所  
最高裁判所大法廷  
最高裁判所第一小法廷  
最高裁判所第二小法廷  
最高裁判所第三小法廷  
高等裁判所  
地方裁判所  
家庭裁判所  
簡易裁判所  
東京高等裁判所

もっと見る

POINT  
裁判所名は、クリックだけですべての裁判所のサジェスト表示あり、名称の一部からは支部の一覧も選べます。

# 判例検索 フリーワード② サジェスト例

D1-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード **株主総会決議** AND

- 株主総会決議
- 株主総会決議による自己株式取得
- 株主総会決議による清算人の選任
- 株主総会決議に代わる全株主の同意
- 株主総会決議に反した慰労金決定
- 株主総会決議の欠缺
- 株主総会決議の効力
- 株主総会決議の効力停止を命ずる仮処分
- 株主総会決議の執行
- 株主総会決議の取消

**もっと見る**

**POINT**  
フリーワード検索で、「**株主総会決議**」で検索。  
サジェスト（予測変換）表示機能や、事項・解説を含んだ検索が可能になりました。

サジェストされた語句

- 株主総会決議無効確認訴訟
- 株主総会決議無効宣告の訴え
- 株主総会決議により代表取締役を定めうる旨の定款の定め**
- 株主総会決議不存在確認判決
- 会社取締役
- 会計監査人監査
- 会社代表者
- 会社役員
- 株主総会
- 株主総会取締役会
- 監査役

**POINT**  
もっと見る からサジェストされた語句がえらべます

フリーワード 決議により代表取締役を定めうる旨の定款の定め AND

# 判例検索 年月日・裁判所・出典③

## POINT

用語の他に、裁判年月日や裁判所名、出典から判例検索してみましょう

株主総会決議により代表取締役を選任する旨の定款規程の効力  
最判平成29年2月21日  
<民集71巻2号195頁,判タ1436号102頁>

The screenshot shows the DI-Law.com search interface. The search criteria are: フリーワード: 株主総会決議; 裁判年月日: 平成 29 年 2 月 21 日; 裁判所: 最高裁判所; 出典: 民集 71 巻 2 号. The search results show one case: 民 職務執行停止、代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件. The case details include: 最高三小決平成29年2月21日最高裁判所民事判例集71巻2号195頁〔28250720〕, 抗告棄却/確定, 事件番号 平成28年(許)24号. The case summary states: 【判例タイムズ判示事項】 取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定め効力(有効). The case ID is 判例ID: 28250720. The importance is rated as 重要度 ★★★★★. The case history shows 上告審(1), 控訴審(1), and 第一審(1).

POINT  
フリーワード、裁判年月日、裁判所名、出典等入力するほど特定できます(すべて埋めなくても大丈夫です)

# 判例 検索結果の表示 1

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード **決議により代表取締役を定める旨の定款の定め** AND 裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日

事件番号 令和 年 ( ) 号 出典 巻 号

検索条件を追加・変更 **検索** クリア よく使う検索に保存

1件 < 1 > 20件ずつ表示 詳細表示 OFF

すべて選択 選択中の結果を印刷ダウンロード

民 職務執行停止、代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高三小決平成29年2月21日最高裁判所民事判例集71巻2号195頁(28250720)

抗告棄却/確定

事件番号 平成28年(許)24号

【判例タイムズ判示事項】  
取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることのできる旨の定款の定め効力(有効)

判例ID: 28250720

重要度 ★★★★★ 上告審(1) 控訴審(1) 第一審(1)

**要旨** 1 (商法)

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることのできる旨の定款の定めは有効である(取締役・代表取締役の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令の申立てについて、代表取締役に選任する旨の株主総会決議は無効とはいえないなどとしてこれを却下した原決定に対する許可抗告が棄却された事例)。

商法 / ... / 第29条 / 1 相対的記載事項  
商法 / ... / (1) 選任 / エ 株主総会決議により代表取締役を定める旨の定款の定め  
商法 / ... / イ 代表取締役の地位の存在・不在の確認の訴え / (イ) 役員を選任

判例ID: 28250720  
最高裁判所第三小法廷  
平成28年(許)第24号  
平成29年02月21日  
抗告人 X

上告審 【職務執行停止、代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する許可抗告事件】最高三小決平成29年2月21日最高裁判所民事判例集71巻2号195頁(28250720)

控訴審 【職務執行停止、代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する許可抗告事件】東京高決平成28年3月10日最高裁判所民事判例集71巻2号217頁(28250722)

第一審 【職務執行停止、代行者選任仮処分命令申立て事件】千葉地木更津支決平成28年1月13日最高裁判所民事判例集71巻2号199頁(28250856)

こんな判例も  
東京高決平成28年3月10日最高裁判所民事判例集71巻2号217頁(28250722)  
最高三小決平成23年9月20日金融訴訟事情1931号35頁(28174111)  
もっと見る



クリックすると右のペインが非表示となり本文を広く見ることができるようになりました

フリーワードヒット箇所 24件

本文内検索 時系列表示 Quick Reader

640頁 (28265316)

### 当裁判所の判断

第三 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告らが本件事故につき損害賠償責任を負うか)について

(1) 本件集水樹の隙間の存在について

前提事実のとおり、本件事故の約3時間後に実施された実況見分及び本件事故の翌日に実施された実地調査の際には、本件集水樹の右端に、本件グレーチングとの間に幅4センチメートル以上の隙間が生じていたことが確認されている。そして、証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、本件集水樹は、左端が歩道下に入り込む構造となっており、その上部を覆う本件グレーチングとの間には着脱のために若干の遊びが設けられていたところ、本件集水樹の左端に接する歩道縁石が劣化し、その下に本件グレーチングの左端が潜り込んで遊び部分が広がり、以前から本件集水樹の右端に同程度の隙間が空いた状態となっていたことが認められるから、本件事故の発生時にも、本件集水樹の右端には、本件グレーチングとの間に幅4センチメートル以上の隙間が生じていたものと認められる。

(2) 事故態様について

ア 前提事実に加えて、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件事故の発生状況等について、次のとおり事実が認められる。

関連

こんな判例も

名古屋地判令和3年10月15日交通事故民事裁判例集54巻5号1350頁 [28301431]

山形地酒田支判昭和53年3月30日交通事故民事裁判例集11巻2号507頁 [29005491]

もっと見る

他のデータベースで探す

Check&Assist金額算定解説データベース

ボタンが見える化し  
使いやすくなりました

フリーワードヒット箇所 24件

本文内検索 時系列表示 Quick Reader

### 当裁判所の判断

第三 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告らが本件事故につき損害賠償責任を負うか)について

(1) 本件集水樹の隙間の存在について

前提事実のとおり、本件事故の約3時間後に実施された実況見分及び本件事故の翌日に実施された実地調査の際には、本件集水樹の右端に、本件グレーチングとの間に幅4センチメートル以上の隙間が生じていたことが確認されている。そして、証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、本件集水樹は、左端が歩道下に入り込む構造となっており、その上部を覆う本件グレーチングとの間には着脱のために若干の遊びが設けられていたところ、本件集水樹の左端に接する歩道縁石が劣化し、その下に本件グレーチングの左端が潜り込んで遊び部分が広がり、以前から本件集水樹の右端に同程度の隙間が空いた状態となっていたことが認められるから、本件事故の発生時にも、本件集水樹の右端には、本件グレーチングとの間に幅4センチメートル以上の隙間が生じていたものと認められる。

(2) 事故態様について

ア 前提事実に加えて、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件事故の発生状況等について、次のとおり事実が認められる。

(ア) 本件事故発生直前の平成27年3月17日午後5時56分ないし57分頃、本件道路のb方面からc交差点に向かう車線は交通量が多く、c交差点において赤信号となると、その手前に信号待ちの停止車両が多数連なる状況であった。

# 判例 検索結果の絞り込み(内訳)

**AA**  
 検索結果の内訳が見える化と同時にさらに絞り込み可

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード 相当因果関係 AND

裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日 から 年

裁判所 事件番号 令和 年 ( ) 号

検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存

27,049 件

< 1 2 3 4 ... 1353

**絞り込み**

情報の有無

<input type="checkbox"/> 本文あり	27,040
<input type="checkbox"/> 要旨あり	12,996
<input type="checkbox"/> ▼ 解説あり	4,855
<input type="checkbox"/> 最判解説	188
<input type="checkbox"/> 法曹時報	18
<input type="checkbox"/> 判例タイムズ	4,829
<input type="checkbox"/> 評釈あり	4,259

裁判年月日

<input type="checkbox"/> ▼ 令和	1,755
<input type="checkbox"/> 1年～	1,755
<input type="checkbox"/> ▼ 平成	19,849
<input type="checkbox"/> 31年	534
<input type="checkbox"/> 21年～30年	10,740
<input type="checkbox"/> 11年～20年	
<input type="checkbox"/> 1年～10年	

**絞り込み**

裁判所

<input type="checkbox"/> 最高裁判所	453
<input type="checkbox"/> 高等裁判所	3,336
<input type="checkbox"/> 地方裁判所	23,170
<input type="checkbox"/> 家庭裁判所	7
<input type="checkbox"/> 簡易裁判所	81
<input type="checkbox"/> その他	2

出典

<input type="checkbox"/> 公刊物	20,395
<input type="checkbox"/> 未公開-第一法規セレクト	3,135
<input type="checkbox"/> 未公開-その他	3,519

**裁判結果**

<input type="checkbox"/> 認容	17,883
<input type="checkbox"/> 棄却	21,260
<input type="checkbox"/> 不受理	6
<input type="checkbox"/> 破棄	233
<input type="checkbox"/> 取消	545
<input type="checkbox"/> 変更	1,709
<input type="checkbox"/> 差戻	118
<input type="checkbox"/> 却下	428
<input type="checkbox"/> 有罪	84
<input type="checkbox"/> 無罪	15
<input type="checkbox"/> 移送	1
<input type="checkbox"/> その他	990

**POINT**  
 検索結果からさらに絞り込みもでき、内訳も見渡せるようになりました。

**POINT**  
 裁判結果の内訳では、認容・棄却のほか有罪・無罪（刑事）も表示されています。

# 判例 判決本文の引用法令表示

A  
履歴検索の有用性

民 国立高層マンション訴訟上告審判決  
最高一小判平成18年3月30日最高裁判所民事判例集60巻3号948頁〔28110839〕  
棄却 重要度 ★★★★★

## 参照

参照法令

被引用判例

判例評釈

日本国憲法  
13条

民法  
1条  
709条

建築基準法  
3条  
68条の2

都市計画法  
12条の2  
**12条の4**  
12条の5

景観条例〔東京都〕  
1条

都市景観形成条例（国立市）  
1条

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（国立市）  
7条

景観法  
2条

POINT  
参照法令は、  
判決文中から  
及び参照一覧  
からも表示で  
きます

### (6) 国立市の対応

ア 一方、国立市は、平成11年10月当時、本件土地を含む東京都国立市中3丁目地内の土地（以下「本件地区」という。）については、都市計画法（平成12年法律第73号による改正前のもの。以下同じ。）**12条の4**に基づく地区計画と同地区計画内の建築物の規制に関する地区整備計画（同法12条の5第3項）を定めておらず、さらに、建築基準法68条の2（平成14年法律第85号による改正前のもの。以下同じ。）に基づき、地区計画等の内容として定められる建築物の高さ等を制限する条例も定めていなかったところ、平成11年11

行うべき行為などを定めていた。また、平成16年6月18日に公布された景観法（平成16年法律第110号。同年12月17日施行）は、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と規定（2条1項）した上、国、地方公共団体、事業者及び住民の有する責務（3条から6

### （地区計画等）

**第十二条の四** 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

- 一 地区計画
- 二 密集市街地整備法第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画
- 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画
- 四 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画
- 五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第一項の規定による集落地区計画

2 地区計画等については、都市計画に、地区計画等の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、区域の面積その他の法令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

改正注記	<b>条沿革</b>	委任	被引用
			判例

### 都市計画法（昭和43年6月15日号外法律第100号）

#### 第12条の4

改正注記	条沿革	委任	被引用
<input type="checkbox"/>	3	平成15年12月19日 施行 平成15年6月20日号外法律第101号	
<input type="checkbox"/>	4	平成15年1月1日 施行 平成14年7月12日号外法律第85号	
<input type="checkbox"/>	5	平成13年5月18日 施行 平成12年5月19日号外法律第73号	
<input type="checkbox"/>	6	平成9年11月8日 施行 平成9年5月9日号外法律第50号	

平成15年12月19日 施行  
平成15年6月20日号外法律第101号

平成15年1月1日 施行  
平成14年7月12日号外法律第85号

平成13年5月18日 施行  
平成12年5月19日号外法律第73号

平成9年11月8日 施行  
平成9年5月9日号外法律第50号

#### （地区計画等）

**第十二条の四** 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

- 一 地区計画
- 二 密集市街地整備法第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画
- 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画

選択した時点の条文を比較する  別ウィンドウで開く

### POINT

判決文中にある都市計画法（平成12年法律第73号）の前後の条文も確認できます

現行法規履歴検索版契約の場合

# 判例 関連要旨及び同一階層の論点表示

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード  1 AND

裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日 から 年

裁判所 千葉地方裁判所 事件番号 令和 年 ( ) 号

検索条件を追加・変更 検索 2 クリア よく使う検索に保存

AAA  
類似判例の検索

2 件 < 1 > 20件ずつ表示 詳細表示

絞り込み  すべて選択 選択中の結果を印刷ダウンロード

民 損害賠償請求事件

1 千葉地判平成28年8月30日自保ジャーナル1987号 59頁 [28251197]

一部認容、一部棄却/確定 事件番号 平成27年

1.交通事故後に生じた被害者視力を失っていないこと、視差が認められないこと、症状と、被害者の心身や生活状況は、被害者の糖尿病、糖尿遺障害慰謝料の発生は認めら

2. 第三者の不法...

**POINT**  
要旨を含む判例では、各要旨における関連要旨（類似判例）の調査や同一階層の論点からさらに調査できます。  
左記要旨2では、事故型不法行為類型で自転車事故の他に原付事故や医療過誤等の事例が指定できます。  
また下記要旨4では、肯定例と否定例の論点も確認できます。

要旨2 (債権法II) ▾

一 第三者の不法行為により身体を害された者の配偶者は、そのために被害者が生命を害された場合にも比肩すべきか、又はその場合に比して著しく劣らない程度の精神上の苦痛を受けたときに限り、自己の権利として慰謝料を請求することができると解すべきである。

二 自転車の通行可能な歩道上で加害自転車と被害者（歩行者）が衝突した事故で、被害者の妻は、被

第711条（近親者に対する賠償）  
2 傷害による近親者の慰謝料請求権  
(2) 近親者の慰謝料の算定  
 ア 一般的基準  
同一階層の項目 ▾  
 イ 近親者の慰謝料の算定事例  
イ 近親者の慰謝料の算定事例  
(ア) 事故型不法行為類型  
 E 自転車加害事故  
同一階層の項目 ▾  
 A 自動車加害事故  
 B バス加害事故  
 C 自動2輪車・自動3輪車加害事故

3 **POINT**  
体系表示ボタン

要旨4 (債権法II) ▾

自転車の通行可能な歩道上で加害自転車と被害者（歩行者）が衝突した事故につき、加害車両が車道寄りの部分を徐行していた証拠がないこと、被害者が加害者の予想を超えるような動きをした事情が認められないこと、加害車両を一時停止させることに支障もなかったことから、加害車両が前照灯をつけていたこと、被害者がふらふら歩行していたことや、車体ではなく加害者の左肩が被害者に接触したこと、視力障害のある被害者が杖や盲導犬を用いていなかったとしても、被害者には過失は認められないとされた事例。

債権法II  
民法  
第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）  
2 過失相殺  
(18) 過失相殺の判断事例  
ア 事故型不法行為類型  
(オ) 自転車加害事故  
A 操縦者の行為  
(A) 対歩行者  
 b 否定例  
同一階層の項目 ▾  
 肯定例

フリーワードヒット箇所 4 件 時系列表示 QuickReader

要旨 ▾

要旨1 (債権法II) ▾

5 関連要旨

# 判例 時系列表示

## 民 一般旅券発給拒否処分取消請求事件

大阪地判昭和55年9月9日最高裁判所民事判例集39巻1号17頁〔27300001〕

一部認容 重要度 ☆☆☆☆☆

時系列表示

QuickReader

≡

要旨

要旨1 (憲法)

旅券法一三条一項五号は憲法二二条二項に違反しない。

関連要旨

### 1 テルアビブ・ロッド空港事件

日本赤軍の構成員である奥平剛士、安田安之、岡本公三ら三名は、昭和四十七年五月三〇日、イスラエル、テルアビブ・ロッド（アラビア語ではリッド）国際空港の待合室で群衆約三〇〇人に向けて自動小銃を乱射、手投げ弾を投げ、九八人を殺傷させるという国際無差別殺人を敢行、奥平、安田はその場で自爆し、岡本はイスラエル当局に逮捕拘束されるところとなつた。なお、日本赤軍は右事件を「五・三〇リッド闘争」と称している。

### 2 日航機ハイジャック事件

日本赤軍構成員丸岡修は、アラブゲリラ四名とともに、昭和四十八年七月二〇日、オランダのアムステルダムからアンカレッジ経由で東京へ向う予定の日航ジャンボジェット機（乗員二人、乗客一二人）をアムステルダム上空で乗取り、アラブ首長国連邦のドバイ空港を離れて、同月二五日、リビア・ベンガジ空港に着陸、乗員乗客を解放した後、同機を爆破し、丸岡ら犯人はその場でリビア軍隊に逮捕された。

### 3 シンガポール・クウェート事件

日本赤軍構成員和光晴生、山田義昭の二名は、アラブゲリラ二名とともに、昭和四十九年一月三一日、シンガポールのシェル石油製油所を襲撃爆破し、フェリーボートを奪い乗組員五人を人質として海上に逃れたこと、一方、右支援として、同年二月六日、アラブゲリラ五名がクウェート日本大使館を占拠し、大使ら一六人の人質と交換にシェル石油製油所襲撃ゲリラら四名をクウェート空港まで日航特別機で移送させたこと、そして、シェル石油製油所襲撃ゲリラ・大使館占拠事件のアラブゲリラ九名は合流の上、右空港を飛び立ち、同年二月八日、南イエメンのアデン空港に着陸、右ゲリラ九名は同政府の管理下に入った。

### 4 ハーグ事件

日本赤軍構成員和光晴生、西川純、奥平純三の三名は、昭和四十九年九月二三日、けん銃、手投げ弾で武装して、オランダのハーグにあるフランス大使館を襲撃占拠し、大使ら一人の人質と交換に、フランス当局に偽造旅行券行使などで逮捕されていた山田義昭（日赤構成員）を奪還するとともに、オランダ当局から三〇万ドルを強奪した上、同年九月一七日、フランス航空機で、スキポール・アムステルダム国際空港を離陸、同年九月一八日、シリアのダマスカス空港に着陸、その場でシリア政府の管理下に入った。

### 5 クアラルンプール事件

日本赤軍構成員日高敏彦、奥平純三、和光晴生ら五名は、昭和五〇年八月四日、手投げ弾、けん銃で武装して、マレーシアの首都クアラルンプールにあるアメリカ及びスウェーデン大使館を襲撃、アメリカ領事ら五三人を人質にとり、両大使館を占拠し、右人質と交換が国で拘禁中の西川純、戸平和夫、佐々木規夫、坂東国男、松田久を奪還した上、同年八月七日、クアラルンプール空港を日航特別機で、同年八月八日、リビアのトリポリ空港に着陸、その場でリビア政府の管理下に入った。

### 6 ダッカ空港事件

日本赤軍構成員丸岡修、西川純、坂東国男、佐々木規夫ら五名は、昭和五二年九月二八日、バリ発東京行きの南まわり欧州線の日航機（乗員、乗客合計一五六人）がインドのボンベイ空港を離陸した直後、けん銃、手投げ弾で武装しこれに乗取り、バングラデシュのダッカ

判例順 日時順 左右替

1 日本赤軍による昭和49年1月31日の「シンガポール・シェル製油所爆破事件」の国内捜査として、警視庁は、同年二月四日、

昭和49年2月4日

昭和四十九年一月三十一日の「シンガポール・シェル製油所爆破事件」の国内捜査として、警視庁は、昭和49年2月4日、当時世界革命戦線情報センターの代表で、昭和49年2月4日 警視庁が足立正生に対し

昭和49年2月6日

一方、右支援として、昭和49年2月6日、アラブゲリラ五名がクウェート日本大使館を占拠し、

昭和49年2月8日

合流の上、右空港を飛び立ち、昭和49年2月8日に着陸、右ゲ

正生は、昭和49

、「メモに記載の

中二枚に昭和49

日ペイルートマリ

が発見された

一七日中野マリ

子」、昭和49年4月25日

ペイルートマリ子」  
と発信名が記載されたものが発見された

昭和49年5月

日本赤軍（当時アラブ赤軍）から

POINT  
同年、同日も年月日を置き換えてくれます。本文と見出しの相互リンクもしています。

POINT  
時系列表示ボタンから、判決本文内の日付をAIがピックアップして、日時順に事案の流れをみる事ができます。

POINT  
判決文順から日時順へも切り替え表示ができ、当裁判所の判断区分けもしてあります。

# 判例 体系目次検索 1

AAA  
コンメンタールの  
判例分類

POINT  
体系名の  
フレーム  
をクリック

POINT  
検索条件を追加・変更から、  
体系目次を追加します。

1 検索条件を追加・変更

2 体系目次

3 体系目次

4 買主の追完請求権

5 検索

6 第562条 (買主の追完請求権)

6 (旧) 第570条 (売主の瑕疵担保責任)

体系目次から検索

体系目次

Q 法編 指定なし

買主の追完請求権 OR

法令 条の の 検索

第557条 (手付)

第558条 (売買契約に関する費用)

第559条 (有償契約への準用)

第560条 (権利移転の対抗要件に係る売主の義務)

第561条 (他人の権利の売買における売主の義務)

第562条 (買主の追完請求権)

第564条 (買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第565条 (移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任)

第566条 (目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第568条 (競売における担保責任等)

第570条 (抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求)

(旧) 第570条 (売主の瑕疵担保責任)

POINT  
体系目次では、下位項目  
をマウスで開いて検索指  
定できるほか、目次内の  
用語検索もでき、  
左の例では、  
§562の適用要件の類型  
や〔旧〕§570の適用要  
件の判例も分類されてい  
るのがわかります。

第562条 (買主の追完請求権)

1 民法562条適用の要件

(1) 種類・品質の不適合

(2) 数量の不適合

2 錯誤との関係

(旧) 第570条 (売主の瑕疵担保責任)

1 民法旧570条適用の要件

(1) 瑕疵が「隠れた」ものであること

ア 「隠れた」の意義

イ 「隠れた」の認定の具体例

ウ 「隠れた」の主張・立証責任

(2) その他

2 担保責任の内容

(1) 代金減額の可否

(2) その他

3 商法526条との関係

4 民法旧570条の適用範囲

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

判例検索

フリーワード  **体系目次検索** AND

1

体系目次を選択

法編 指定なし 目次内を検索する OR

法令 条の の

体系目次を検索

一覧表示  OFF

体系目次

- 憲法
- 民法総則
- 物権法
- 債権法 I
- 債権法 II
- 親族法・相続法
- 商法
- 手形法・小切手法

フリーワード  AND

**POINT**  
目次から論点検索しやすいようにプルダウンで通常検索と切り替えできるようになりました。

**POINT**  
体系目次内のヒット箇所がハイライト表示され、全〇〇件中〇件がわかるようになりました。

DI-Law.com 民事セレクション 判例体系 体系目次検索 新着の判例

体系目次を選択

法編 指定なし **説明と同意** OR

法令 条の の

体系目次を検索

一覧表示  ON 全90件

3

4

- (o) 説明と同意
- p 産婦人科
- (o) 説明と同意
- q 新生児・乳幼児
- (o) 説明と同意
- r 血管
- (o) 説明と同意
- (4) 損害賠償請求における「受忍限度」
- イ 受忍限度の判断事例
- (ア) 事故型不法行為類型

フリーワード  **患者の自己決定権** AND

5

6

検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存

選択中の体系目次

債権法 II
民法
第 7 0 9 条 (不法行為による損害賠償)
1 一般的な不法行為の成立要件
(3) 権利侵害ないし違法性
エ 違法性の判断事例
(ア) 事故型不法行為類型
イ 医療・薬剤過誤
(A) 医師の行為
p 産婦人科
(o) 説明と同意

**POINT**  
体系表示に加え、フリーワード他の掛け合わせもできるようになりました。

# 判例 判例タイムズ囲み記事の表示

DI-Law.com 判例体系 JR認知症の検索結果 1件中、1件目を表示しています

民 JR認知症訴訟  
最高三小判平成28年3月1日最高裁判所民事判例集70巻3号681頁 (28240759)  
棄却 (1434号)、一部破棄自判 (1435号) 重要度 ★★★★★

要旨・本文 **解説** 書誌情報

**AAA**  
判々の調査官解説  
は標準搭載

目次

- 最高裁判所判例解説 民事部平成28年度159頁
  - 本文
  - 脚注
- 法曹時報 69巻6号153頁
  - 本文
  - 脚注
- 判例タイムズ 1425号126頁**

**POINT**  
最判解説・法曹時報については、所在情報はありますが解説表示するにはオプション契約（有料）が必要です。

フリーワードヒット箇所 0件

判例タイムズ 1425号126頁

【解説】

1 本件は、旅客鉄道事業を営むXが、認知症にり患した当時91歳のAが駅構内の線路に立ち入りXの運行する列車に衝突して死亡した事故（以下「本件事故」という。）により、列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったと主張して、Aの妻Y1及び長男Y2に対し、民法709条又は714条に基づき、損害賠償金の連帯支払を求めた事案である。Yらがそれぞれ同条所定の法定の監督義務者又はこれに準ずべき者に当たるか否かが争われた。

なお、鉄道営業法37条は、「停車場其ノ他鉄道地内ニ変ニ立入りタル者」について料りに処する旨を定めており、鉄道地内にみだりに立ち入る行為は刑罰法規違反行為として不法行為法上も違法となり得る。Aの行為が不法行為を構成するものであることは、第1審以来実質的に争われていない。

2 事案関係の概要は、次のとおりである。

AとY1は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。AとY1との間には4人の子がいるが、このうち長男Y2及びその妻Bは昭和57年に愛知県にあるA宅から横浜市に転居し、他の子らもいずれも独立している。Aは、平成12年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、平成14年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、平成16年頃には見当識障害や記憶障害の症状を示し、平成19年2月には要介護状態区分のうち要介護4の認定を受けた（要介護状態区分は5段階になっており、要介護5が最も重度のものである。介護保険法7条1項、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する法令1条1項）。Y2の妻Bは、平成14年から単身でA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助した。Y1は、Y2、Bらの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺障害があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていた。Y2は、Aが認知症にり患した後も引き続き横浜市に居住し、本件事故の直前の時期において1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねているという状況であった。

Aは、本件事故当日である平成19年12月7日の午後4時30分頃にデイサービス施設から帰宅し、Y1及びBと一緒に過ごしていたが、Bが別室で片付けをし、Y1がまどろんで目を閉じていた僅かな隙に、A宅から1人で外出し、A宅のすぐ近くにある駅から列車に乗り、1駅先の駅で列車から降り、ホーム下へ下りた。そして、午後5時47分頃本件事故が発生した。Aは、本件事故当時、認知症が進行しており、責任を弁識する能力がなかった。

3 以上の事案関係を前提に、原判決は、一方の配偶者が精神上の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）5条に規定する精神障害者となった場合には、同法上の保護者制度（同法20条（平成25年法律第47号による改正前のもの）参照）の趣旨に照らしても、その者と現に同居して生活している他方の配偶者は、夫婦の協力及び扶助の義務（民法752条）の履行が法的に期待できないような特段の事情のない限り、夫婦の間、協力及び扶助の義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714

民事1

1 精神障害者と同居する配偶者と民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」  
2 法定の監督義務者に準ずべき者と民法714条1項の類推適用  
3 線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた認知症の者の妻が法定の監督義務者に準ずべき者に当たらないとされた事例  
4 線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた認知症の者の長男が法定の監督義務者に準ずべき者に当たらないとされた事例

対象事件 | 平成28年3月1日判決 最高裁判所第三小法廷 平成26年(受)第1434号、平成26年(受)第1435号 損害賠償請求事件  
裁判結果 | 一部上告棄却、一部破棄自判  
原 審 | 名古屋高等裁判所平成25年(ホ)第752号 平成26年4月24日判決  
原 審 2 | 名古屋地方裁判所平成22年(ワ)第819号 平成25年8月9日判決  
公 刊 物 | 民集70巻3号登録字定  
参照条文 | (1~4につき)民法709条、713条、714条 (1につき)民法752条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平25法47号改正前)20条

【判決要旨】

1 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとはできない。  
2 法定の監督義務者に該当しない者であつても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行っている態様が準たる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみられるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法714条1項が類推適用される。

3 認知症により責任を弁識する能力のない者が線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた場合において、Aの妻Y1が、長年Aと同居しており長男Y2の了解を得てAの介護に当たっていたものの、当時85歳で左右下肢に麻痺障害あり要介護1の認定を受けており、Aの介護につきY2の妻Bの補助を受けていたなど判示の事情の下では、Y1は、民法714条1項所定の法定の監督義務者に準ずべき者に当たらない。

4 認知症により責任を弁識する能力のない者が線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた場合において、Aの長男Y2がAの介護に関する話し合いに携わり、Y2の妻BがA宅の近隣に転居してA宅に近いからAの妻Y1によるAの介護を補助していたもの、Y2自身は、当時20年以上もAと同居しておらず、上記の事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないなど判示の事情の下では、Y2は、民法714条1項所定の法定の監督義務者に準ずべき者に当たらない。

(1、2につき補足見解、4につき意見がある。)

【解説】

1 本件は、旅客鉄道事業を営むXが、認知症にり患した当時91歳のAが駅構内の線路に立ち入りXの運行する列車に衝突して死亡した事故(以下「本件事故」という。)により、列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったと主張して、Aの妻Y1及び長男Y2に対し、民法709条又は714条に基づき、損害賠償金の連帯支払を求めた事案である。Yらがそれぞれ同条所定の法定の監督義務者又はこれに準ずべき者に当たるか否かが争われた。

なお、鉄道営業法37条は、「停車場其ノ他鉄道地内ニ変ニ立入りタル者」について料りに処する旨を定めており、鉄道地内にみだりに立ち入る行為は刑罰法規違反行為として不法行為法上も違法となり得る。Aの行為が不法行為を構成するものであることは、第1審以来実質的に争われていない。

2 事案関係の概要は、次のとおりである。

AとY1は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。AとY1との間には4人の子がいるが、このうち長男Y2及びその妻Bは昭和57年に愛知県にあるA宅から横浜市に転居し、他の子らもいずれも独立している。Aは、平成12年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、平成14年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、平成16年頃には見当識障害や記憶障害の症状を示し、平成19年2月には要介護状態区分のうち要介護4の認定を受けた(要介護状態区分は5段階になっており、要介護5が最も重度のものである。介護保険法7条1項、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する法令1条1項)。Y2の妻Bは、平成14年から単身でA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助した。Y1は、Y2、Bらの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺障害があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていた。Y2は、Aが認知症にり患した後も引き続き横浜市に居住し、本件事故の直前の時期において1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねているという状況であった。

Aは、本件事故当日である平成19年12月7日の午後4時30分頃にデイサービス施設から帰宅し、Y1及びBと一緒に過ごしていたが、Bが別室で片付けをし、Y1がまどろんで目を閉じていた僅かな隙に、A宅から1人で外出し、A宅のすぐ近くにある駅から列車に乗り、1駅先の駅で列車から降り、ホーム下へ下りた。そして、午後5時47分頃本件事故が発生した。Aは、本件事故当時、認知症が進行しており、責任を弁識する能力がなかった。

3 以上の事案関係を前提に、原判決は、一方の配偶者が精神上の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)5条に規定する精神障害者となった場合には、同法上の保護者制度(同法20条(平成25年法律第47号による改正前のもの)参照)の趣旨に照らしても、その者と現に同居して生活している他方の配偶者は、夫婦の協力及び扶助の義務(民法752条)の履行が法的に期待できないような特段の事情のない限り、夫婦の間、協力及び扶助の義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714

**POINT**  
『判例タイムズ』は初号からすべて冊子体の囲み記事PDFがあり、一部テキスト表示もありません。オプション料金なしで表示されますが、論文表示はありません。

# 判例 控訴審における原判決の参照

## 民 損害賠償請求控訴事件

東京高判平成30年6月28日判例時報2405号23頁〔28263612〕

原判決一部変更自判、控訴棄却 重要度 ☆☆☆☆

### 目次

#### ▼ 要旨

要旨1 (債権法1)

#### ▼ 判決文

主文

事実および理由

当裁判所の判断

フリーワードヒット箇所 0件

シリーズ表示

#### 要旨 ▼

##### 要旨1 (債権法1) ▼

貨物自動車運送事業等を営む会社の物流ターミナルの建設及び公園としての利用等のための土地購入に当たり、売買対象物である土地の品質・性能として、人の健康に危害を及ぼすおそれがあるために法令上規制されている物質が当該土地(表層部及び工事が予定された地中)に残置等されていないことが当然に予定されていたものと認められ、当該土地の表層及び土壌内に石綿(アスベスト)を含有するスレート片が混入していたことは、当該土地の品質・性能に当たると解すべきである。

- (1) 種類・品質の不適合/イ 参考判例
- (1) 種類・品質の不適合/イ 「敬証」の認定の具体

### POINT

目次からは、主文・事実及び理由・当裁判所の判断へジャンプできます。

### 当裁判所の判断 ▼

#### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決と同様、第1審被告は、第1審原告に対し、本件売買契約9条2項に基づく本件スレート片の除去義務の不履行により損害賠償義務を負うほか、本件土地には「隠れたる瑕疵」があるとして、同契約11条1項に基

### 控訴審 参照元

【損害賠償請求控訴事件】東京高判平成30年6月28日判例時報2405号23頁〔28263612〕

く、また、弁護士費用に係る損害金は5500万円が相当であることなどから、第1審原告の請求は、59億527万8千321円及びうち58億977万8千321円に対する平成23年10月30日から、うち5500万円に対する平成24年5月10日から、各支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおりである。

#### 2 認定事実

認定事実は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1(原判決38頁22行目から49頁24行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

##### (原判決の補正)

(1) 原判決40頁26行目の末尾に「確認された本件スレート片の中には10cmを超え、20cm大のものもあった。」を加える。

(2) 同42頁4行目から8行目を「発見された。」までを削除し、13行目の後に改行して次のとおり加え、同頁14行目の「ウ」を「ウ」で改める。

「ウ 追加して行われた地中のサンプリング調査(第三次調査)

東京環境測定センターは、第1審原告から委託を受け、平成23年3月28日から4月7日にかけて地中のサンプリング調査を追加して行った(第三次調査)。この調査では、第二次調査においてスレート片が特に

### 第一審 参照先

【損害賠償請求事件】東京地判平成28年4月28日判例時報2405号59頁〔29017433〕

量、含有率を調査した。ふるいの目を通り抜けた20mm未満の本件スレートも存在したが、調査の対象外とされた。

本件土地の土壌は粘性の高い土質であり、本件スレート片に土壌が付着することもあったため、上記分別作業は困難を極め、最終的には手作業を余儀なくされたことから、1区画(2m3)の土地の掘削と分別作業に2名から4名が関わり1日から1.5日の時間を要した。

調査の結果、調査対象10区画のうち9区画において、10cmごとのどの深度においても数個から数十個の本件スレート片が確認され、深度50cmまでの本件スレート片の合計個数は、少ない方から23個、42個、62個、64個、81個、91個、136個、224個、262個であった。残り1区画についても、深度20cmまでは本件スレート片が確認され、それより深い部分では確認されなかったが、これは、20cmで地山層に到達したためであった。

東京環境測定センターは、第二次調査とは別に、被告から委託を受け、10区画のうち2区画において、深度50cmまで掘削した2m四方の区画を更に深く掘削し、深さ30cmごとに土壌中の本件スレート片の有無を調査したところ、深さ2mまで掘っても、埋土層から本件スレート片が発見された。(甲133、134、乙4、証人M、N)

(イ) 本件スレート片の石綿定性・定量分析

3 争点に対する判断」の1(原判決38頁22行目から49頁24行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決40頁26行目の末尾に「確認された本件スレート片の中には10cmを超え、20cm大のものもあった。」を加える。

(2) 同42頁4行目から8行目を「発見された。」までを削除し、13行目の後に改行して次のとおり加え、同頁14行目の「ウ」を「ウ」で改める。

### POINT

控訴審判決文中、原判決引用箇所を特定表示できるようになりました。点線あるものは表示されます。



# 法律判例文献情報 所収文献表示

DL-Law.com 法律判例文献情報 文献 新着の文献 発行所情報

フリーワード **素因減額** AND

事項 AND 分類 AND

最近追加された文献 指定なし 掲載誌 **判例百選** 巻 号 種別 **すべて** 図書のみ 論文のみ

外国法 含む 含まない 外国法のみ 形式区分 文献番号

検索条件を追加・変更 **検索** クリア よく使う検索に保存 よく使う検索 検索履歴

5件 1 20件ずつ表示 詳細表示 発行年月(日)昇順

**絞り込み**

情報の有無  
 本文情報あり 5  
 関連情報(判例)あり 5

発行年  
 2011年~2020年 5

**すべて選択** 選択中の結果を印刷ダウンロード 関連

**人身傷害保険と素因減額** (【1】【2】平成24.9.19大阪地判)

甘利公人 『交通事故判例百選<第5版>(別冊ジュリスト233)』所収 本文情報 関連情報(判例)

B5, 232p, 2500円 2017.10 有楽園 ISBN:978-4-641-11533-0

形式区分: 判例研究  
 本文情報: YODB  
 所蔵/購入: 国立国会図書館オンライン 他6件

**判例体系** 関連情報(判例)

文献番号:20

所収一覧へ

判例編  
 令和1年5月27日/長崎地方裁判所/判決/平成28年(ワ)93号  
 抄読会、学会への参加及び自主的研さんが労働時間に当たらない  
 文字サイズ 上へ戻る

DL-Law.com 判例検索

1件 1 20件ずつ表示 詳細表示 裁判年月日が新しい

**絞り込み**

情報の有無  
 本文あり 1  
 要旨あり 1  
 解説あり 0  
 時評あり 0  
 タイムズあり 0  
 評釈あり 1

裁判年月日  
 平成 1  
 21年~30年 1

裁判所  
 地裁・控訴院 1

**すべて選択** 選択中の結果を印刷ダウンロード

**損害賠償請求事件(3277号)、求償金請求事件(5716号)**

大阪地判平成24年9月19日交通事故民事裁判例集4巻5号1164頁(28210499)

一部認容、一部棄却/控訴  
 事件番号 平成21年(ワ)3277号…等

1.被害者を後部座席に乗せたタクシーに後方から加害者運転の普通乗用自動車が発進し受傷した被害者につき、従前の労災事故での後遺症は左上肢症状等にとどまるところ、本件事故後わずか数か月の間に脊髄症状を呈するに至るなど一般的な後縦靭帯骨化症の経過とは異なることなどから、頸椎後縦靭帯骨化症は本件事故を契機として経時的に発症悪化したものと認められた事例。

2.一 交通事故被害者(症状固定時46歳・男・公務員(市職員…

判例ID:28210499 第一

重要度 ★★★★★

文字サイズ 上へ戻る

112件 1 2 3 4 ... 6 20件ずつ表示 詳細表示 発行年月(日)昇順

**絞り込み**

情報の有無  
 本文情報あり 111  
 関連情報(判例)あり 80

発行年  
 2011年~2020年 112

著者名  
 新築野文 3  
 古田孝子 2  
 山本豊 2  
 三峰正子 1  
 二本堂子 1  
 三村泰吾 1  
 上机英祐 1  
 中原太郎 1  
 中園浩一郎 1

**すべて選択** 選択中の結果を印刷ダウンロード

**返還約束違反と運行供用者責任(平成9.11.27最高一判)**

村主隆行 『交通事故判例百選<第5版>(別冊ジュリスト233)』所収 本文情報 関連情報(判例)

B5, 232p, 2500円 2017.10 有楽園 ISBN:978-4-641-11533-0

形式区分: 判例研究  
 本文情報: YODB  
 所蔵/購入: 国立国会図書館オンライン 他6件

**判例体系** 関連情報(判例)

文献番号:201809483

所収一覧へ

**元請・下請関係(昭和50.9.11最高一判)**

菅井幸夫 『交通事故判例百選<第5版>(別冊ジュリスト233)』所収 本文情報

文字サイズ 上へ戻る



# 法律判例文献情報 フリーワード検索と事項索引について

D1-Law.com 法律判例文献情報 Q 文献編 新着の文献 発行所情報

フリーワード

分類  AND  掲載誌  巻  号

46件    > 20件ずつ表示 詳細表示

絞り込み

情報の有無  
 本文情報あり 2

発行年  
 2011年~2020年 20  
 2001年~2010年 10  
 1991年~2000年 10  
 1981年~1990年 6

著者名  
 石崎泰雄 5  
 小林一郎 3  
 渡辺達徳 3  
 潮見佳男 3

すべて選択 選択中の結果を印刷ダウンロード

1 約束を守ってもらえないとき、どうする？（おとなも意外と知らない法律のキホン5）  
山崎聡一郎、滝塚磨／監修 会社法務A 2 Z 1 5 9, p 3 6 ~ 3 9  
2 0 2 0 . 8 第一法規 ISSN: 1 8 8 2 - 0 5 9 X  
所蔵／購入: 国立国会図書館オンライン 他7件  
本文情報 文献番号: 2020080997

2 債務不履行による損害賠償の帰責事由（ケースで考える債権法改正13）  
青永一行 月刊法学教室 4 7 5, p 8 5 ~ 9 2 2 0 2 0 . 4 有斐閣  
ISSN: 0 3 8 9 - 2 2 2 0  
所蔵／購入: 国立国会図書館オンライン 他6件  
本文情報

D1-Law.com 法律判例文献情報 帰責事由などの検索結果 111件中、1件目を表示しています

**文** 約束を守ってもらえないとき、どうする？（おとなも意外と知らない法律のキホン5）

書誌情報

著者名	山崎聡一郎、滝塚磨／監修
文献番号	2020080997
掲載誌等	会社法務A 2 Z 1 5 9, p 3 6 ~ 3 9
発行所	第一法規
発行年月日	2 0 2 0 . 8
ISSN	1 8 8 2 - 0 5 9 X
分類	民法／債権総論 民法／契約
事項索引	債権法／一部改正（平成29年） 債務不履行／損害賠償と契約解除 債務不履行／ <b>帰責事由</b>

**POINT**  
フリーワード検索で、「**帰責事由 債務不履行**」で検索。  
標題に無くても、事項を含んだ検索が可能。

# 法律判例文献情報

2022/11/30改訂

## 所蔵リンク/購入サイトリンクについて

**POINT**  
国会図書館への  
所蔵リンク

**POINT**  
至誠堂書店への  
リンクも追加  
されました。

D1-Law.com 法律判例文献情報 文献編 新着の文献 発行所情報

107件 < 1 2 3 4 ... 6 > 20件ずつ表示

絞り込み すべて選択 抽出一覧 OFF 選択中の結果を印刷ダウンロード

掲載誌  
月刊法学教室 8  
早稲田大学大学院法研論集 7  
民商法雑誌 4  
『債権法改正と要件事実(法科大学院要件事実教育研究所報8)』所収 3  
ジュリスト 3  
法学セミナー 3

意思表示, 代理, 債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化 (改正民法が民事裁判実務に及ぼす影響5)  
佐久間毅 判例時報 2419, p106~116 2019.11.11 判例時報社 ISSN:0438-5888  
所蔵/購入: 国立国会図書館オンライン 他8件 文献番号:2019111347

NDL ONLINE

検索結果を絞り込む 検索結果 1 件中 1-1 件を表示

オンライン閲覧 1  
オンライン閲覧不可 1  
資料種別 1  
雑誌記事 1  
雑誌等の巻号を省略 1

マイリストに保存 実行 20件ずつ表示 適合度順 表示

改正民法が民事裁判実務に及ぼす影響(第5回)意思表示、代理、債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化  
雑誌記事 佐久間毅 <Z2-90>  
掲載誌 判例時報 (2419):2019.11.11 p.106-116

所蔵/購入: 国立国会図書館オンライン 他8件

カーリル WorldCat Amazon  
楽天ブックス 至誠堂書店 Fujisan.co.jp  
honto 日本の古本屋

事情変更の原因 5  
小堀太郎 『民法判例百選(2)——債権<第8版>(別冊ジュリスト238)』所

# 印刷・ダウンロード (判例2-1)

## 判例詳細印刷ダウンロード

● 印刷 ● **リッチテキスト形式 (rtf)** ● テキスト形式 (txt) ● PDF形式 (pdf)

レイアウト

ダウンロード

### 出力項目

#### ■ 書誌情報

- すべて
- 判例ID
- 要旨
- 判示事項
- 裁判年月日等
- 著名事件名
- 事件名
- 裁判結果

【判例ID】  
【要旨】

27814894

1. (法編：行政法総則/第10章 国家賠償法/第2条(公の営造物の設置管理責任、求償権)/2 瑕疵/(2) 各種の営造物に関する瑕疵の有無/オ 認定基準)

営造物の設置・管理の瑕疵とは、当該営造物が通常有すべき安全性を欠く状態をすべき安全性とは、本来の用法に従って使用した場合の安全性にとどまらず、用法で使用された場合であつても右使用方法が設置・管理者にとって通常予測し得るような安全性をも兼ね備えた状態を指すものと解すべく、右安全性の有無に営造物の構造のみならず、その用法、場地的環境、利用状況等諸該の事情を解するの相当である。

2. (法編：行政法総則/第10章 国家賠償法/第2条(公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権)/2 瑕疵/(2) 各種の営造物に関する瑕疵の有無/オ 学校・保育所等/(ウ) なかつたとされた事例)

幼児が、中学校校庭内のテニスコートのテニスの審判台に昇り、その後部から座席部分の背当てを構成している左右の鉄パイプを両手で握って降りようとしたために転倒した審判台の下敷きになって死亡した場合において、当該審判台は、本来の用法に従って使用する限り、転倒の危険がなく、右幼児の行動が当該審判台の設置管理の通常予測し得ない異常なものであったとして、設置管理者の損害賠償責任が否定された事例。

**POINT**  
レイアウトから、文字サイズや左側余白を30mmに指定できます

### 詳細設定

#### 付属情報

- なし
- 引用判例
- 被引用判例
- 上下審判例

#### 本文内画像出力

- する
- しない

#### 添付PDF

- なし
- あり

#### 要旨内法編表示

- なし
  - 法編+要旨
  - 法編+法令名
- 以下、すべての階層+要旨

#### 下線表示

- する
- しない

#### ヒット箇所

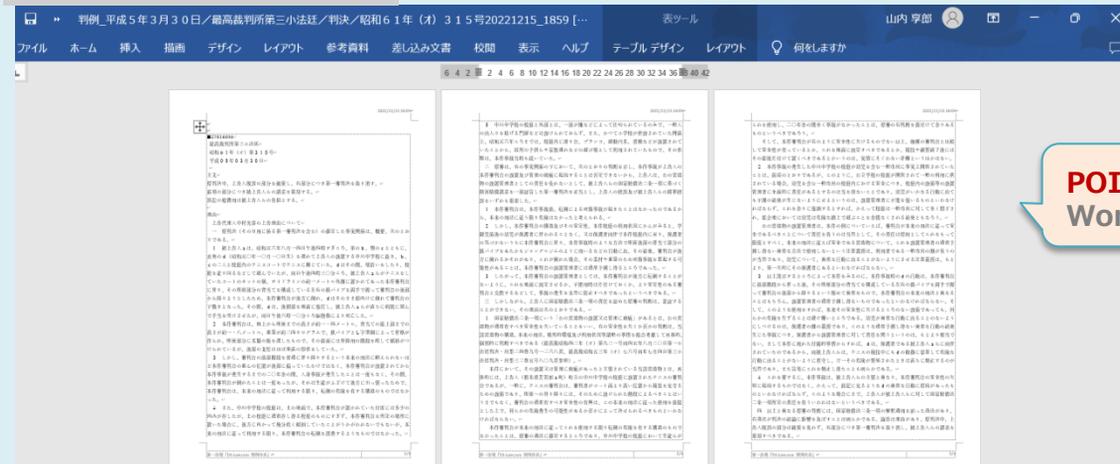
#### ハイライト

- する
- しない

**POINT**  
印刷ボタンでは、レイアウトを指定できます。その他リッチテキストやPDFのファイル形式を選べます。

**POINT**  
サンプルではなく、出力したい内容のイメージになりました。

**POINT**  
付属情報では、引用または被引用の判例も一括してファイル出力できます。審級を事実関係から把握するために上下審判例を一つのファイルにもできます。ハイライト色をなしにもできます。



**POINT**  
Word出力例







■お問合せ■

第一法規株式会社 販売促進第一部  
山内 享郎  
港区南青山2-11-17 〒107-8560  
TEL : 080-6566-6211  
michiro.yamauchi@daiichihoki.com

[https:// www.daiichihoki.co.jp](https://www.daiichihoki.co.jp)